

## 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業について

身体障害者の交付対象とならない聴力レベルの18歳未満のお子さんが補聴器の装用を必要とするときに、その購入に係る費用の一部を助成します。

対象となる児童 (坂井市に住民登録があり下記の要件を全て満たす方)	
購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両耳の聴力レベルがそれぞれ30dB以上で、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けることができない児童</li> <li>・医師により補聴器の装用が必要であると診断を受けている児童</li> <li>・住民税所得割金額が46万円以下であること（世帯員全員・個人毎）</li> </ul>
修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業により購入した補聴器の修理が必要となった方</li> </ul>

申請に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>①申請書</li> <li>②医師意見書（修理の場合は不要）</li> <li>③購入・修理を希望する補聴器の見積書</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師意見書は、身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づき指定された医師（聴覚障害）による作成に限ります。</li> <li>・医師の判定した補聴器と、希望する補聴器の型が異なるときは、基準価格との差額分が自己負担となることに了承した場合にのみ、希望する補聴器での助成が可能です。</li> <li>・再購入の場合には、新規購入から5年が経過していることが条件となります。</li> </ul>

助成の金額	
<p>補聴器の購入に係る費用の2/3を助成します。</p> <p>ただし、希望する補聴器が市の定める基準より高い時には、基準額との差額分は自己負担となります。</p>	
助成金の支払	
<p>坂井市では、償還払いではなく代理受領による助成を行っています。</p> <p>償還払いとは？・・・代金を全額支払い、助成額を市に還付請求し助成金を貰います。</p> <p>代理受領とは？・・・本人に代わって支払を受けることを言います。具体的には、交付決定通知に記載された自己負担分だけを支払い、助成金額については、委任状に基づき、業者が市に請求を行います。</p>	
購入費の1/3	購入費の2/3（助成額）
保護者が業者へ支払う	購入が済んだことを確認し、市から業者に支払う

**【問合せ先】** 坂井市役所 社会福祉課      TEL：50-3041      FAX：68-0324